## 2018春季生活闘争 取り組み方針(案)

	基本的な考え方			賃上げ要	要求			すべての労働者 「働き方」							
共 産 別 闘	産業全体の「底上げ・ 底支え」「格差是正」 の取り組み・「賃金カーブ編		規模間格差の是正 (中小賃上げ要求)	雇用形態間格差の是正 (時給等の引き上げ)	男女間賃金格差の是正	企業内最低賃金 ・協定の締結 ・適用対象の拡大 ・協定額の引き上げ ・初任給の引き上げ	一時金 時金の要求基準等	長時間労働の是正	均等待遇実現に 向けた取り組み ・雇用安定 ・同一労働同一賃金	ワークルールの 取り組み	男女平等の 推進	サプライチェーン全体 で生み出した付加価値の適正分配/取引 の適正化の取り組み	その他の 取り組み	要 求 提出日	回 答 指定日
- ・ 運 1月29~30 日の中央委	①非正規労働者とともに 進める処遇改善と組 織化 ②賃金・労働条件の改 善と職場からの働き方 改革 ③質の高い公共サービ スと社会的公正労働 の実現 ②2018春聞 最低度 2018春聞 最し、大きを 2018春聞 最し、大きを 2018春聞	連合の「底上げ・「13	7一ブ維持4,500円+ た活維持・向上分 ,200円以上+格差是 E・歪み是正分1,800 引)」とする。	【① の処時に対している。 第1年 に待り、 156,800円とはかる場で、 156,800円とはかる場で、 156,800円とはかる場で、 156,800円とはかる場で、 156,800円とはない。 156,800円とはない。 156,800円とはない。 156,800円とはない。 156,800円とはない。 156,800円とはない。 156,800円とは、 156,800円とは、 156,800円とは、 156,800円とは、 156,800円とは、 156,800円と、 156,800円に、	給1,010 3 号時と がなこ及改正 サラと。、正を サラと。、正を サラと。、正を サラいた ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ての労働者とすべての地 域公共サービス民間労 働者の最低賃金を月給 156,800円(国公行(一)1 級13号)以上、日給7,840 円(月額/20日)以上、時	一時金の引き上げ こあたっては、期末 手当を中心に改 いるとと。 動を重用についてで からであること。 からであること。	1800時に 実現に 実現に も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、	① 基準に低休産化 非をのざ上に護く 保つを 保証 という はの職を 日本 はの事という。保生法 はんぱん はんぱん はんぱん はんぱん はんぱん はんぱん はんぱん はんぱ	場づくりにむけて、、 でいて要求をはじめ サービスにおけている。 要託は何らかず事 大きにも行ったから前 をでも、必うすと。 ②偽接期・雇用にのいる。 ②像を表するいる。 ②像を表する。 ②像を表する。 ②像を表する。 ②像を表する。 ③を表する。 ②のは、これでは、 ②のは、これでは、 ②のは、これでは、 ②のは、これでは、 ②のは、これでは、 ②のは、これでは、 でも、必ず事は、 ②のは、これでは、 ②のは、これでは、 でも、必ず事は、 ②のは、これでは、 ②のは、これでは、 でも、必ずを、 ②のは、これでは、 でも、必ずを、 ②のは、これでは、 でも、必ずを、 ②のは、 でも、必ずを、 ②のは、 でも、 のがは、 でも、 のがは、	に を を を を を を を を を を を を を	る関記なり等とし が針しな男進い が針しな男進い が針しな男進い	引度に対応する取り	ゾーンとし、 遅くとも2月	
方針決定日 1月30日	深刻化するドライバー不には「物流が止まる」ことが現実味を帯ではでできている当ちではていた。これまでの過当競争により、層がからも、というではは一種に大りの大きを制し、性力を強力を強力を強力を強力を強力を強力を強力を対し、性力を強力を強力を対した。といる場合を対し、大きながある。・産別としてのおいたのでは、大きながある。・では、大きながある。・では、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが	定期昇給(相当) が、しての では では では では できる	ぶ大きく、地域の が、一スを基金を基合の をでを基合の内 でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	働者を含む)の賃金をは じめとする処遇改善に取 り組む。 企業内最低賃金につい ても、正社員との均等待	正を図るため、賃金分 布などの実態を把握し たうえで、問題点を点検 して改善に向けた取り 組みを進める。人事評 価制度についても公平・	入書・協定書をもとに、す 120 ベ ての加盟単組が春闘 上 (時に企業内最低賃金協 は ア の が で 申し入 金の れ (要求)を行い、賃上げ 上 ) 妥結に合わせて最低賃 季一金額を締結する(協定額 場合は時間額を基本とす 円 以	万月方とし合以カとでは、「大力というないが、「大力というないが、「大力とでは、「大力とでは、「大力というないが、「大力というないが、「大力というないが、「大力というないが、「大力というないが、「大力というないが、「大力というないが、「大力というないが、「大力というないが、「大力というないが、「大力というないが、「大力というないが、「大力というないかないが、「大力というないが、「大力というないが、「大力というないが、「大力というないが、「大力というないが、「大力というないが、「大力というないが、「大力というないが、「大力というないが、「大力というないが、「大力というないが、「大力というないが、「大力というないが、「大力というないが、「大力というないが、「大力というないからないが、「大力というないからないが、「大力というないからないが、「大力というないからないからないからないからないが、「大力をいうないからないが、「大力をいうないが、「大力をいうないからないが、「大力をいうないからないが、「大力をいうないからないが、「大力をいうないからないが、「大力をいうないからないが、「大力ないからないが、」では、「大力ないからないが、「大力ないからないからないからないからないからないからないからないからないからないから	部会と共催)での第9次に 期方針の列車を 特短推進計長時間 時面推進計長時間 防止 でする。 車の運転業務」を除りの がは2019年4月(予般) の施月守時ととなるを の適用対発送務が集か が適当者やの業が集か の適用対発を送務なます。 の適当者をの業が集か がある。	で法総勝る。かけてる。金の一貫性の大きに対してる。金の一貫性の大きに対している。大きに対している。本語では、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに	(働改年労らめ) 行正働職 な処 金と把め労倹の働規に利てべすな必の。接同に者実使す者と、大人ののもと、関降設化品業の度要る安のの上にのり底と者実使すると、大人ののもと、大人ののもで、大人ののもで、大人のののもで、大人のののもで、大人のののもで、大人のののもで、大人のののもで、大人のののもで、大人のののもで、大人ののでは、大人の大人のでは、大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大	を関する。 を関する。 を関する。 を関する。 を関する。 を関する。 を関する。 を関する。 を関する。 を関する。 を関する。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	情の 会、標準貨幣を自動正さ、 機準貨幣がにに記い、 で、送約具体等ので、「送約具体等ので、「送約 事機取り、「行びを対して、「送約 事機取り、「行びを対け、「行びを対け、「行びを対け、「行びを対け、 での情価と、発りでは、 を持ているといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	組み雇用確保の取り組み産別統一闘争強化の取り組み組織拡大の取り組み	日	大組中組第末会定・3 中4 (2機で・3 中4 (2機で・1 ) 日本語の議の議のできます。 1 (1 ) である。 1 (1 )

	基本的な考え方	賃上げ要求							の立場にたった 」の見直し						
共 産 別 闘	産業全体の「底上げ・ 底支え」「格差是正」 の取り組み		規模間格差の是正 (中小賃上げ要求)	雇用形態間格差の是正 (時給等の引き上げ)	男女間賃金格差の是正	企業内最低賃金 ・協定の締結 ・適用対象の拡大 ・協定額の引き上げ ・初任給の引き上げ	一時金 ・一時金の要求基準等	長時間労働の是正	均等待遇実現に 向けた取り組み ・雇用安定 ・同一労働同一賃金	ワークルールの 取り組み	男女平等の 推進	サプライチェーン全体 で生み出した付加価 値の適正分配/取引 の適正化の取り組み	その他の 取り組み	要求提出日	回 答 指定日
诵	勝からの改、し賃勢 要提交りね時、 を書分求を賞・張ま 地是私た報さい 向分)生復求ま 間取ののたし賃勢 要提交りね時、 を書分求を実資・ます 地是私た報さい 「第一次の大人で、おいり、「日本の大人で、おいり、「日本の大人で、おいり、「日本の大人で、おいり、「日本の大人で、おいり、「日本の大人で、おいり、「日本の大人で、大人で、大人で、大人で、大人で、大人で、大人で、大人で、大人で、大人で、	めざすべきポイント別賃金水準へに到達できるようで渉を進め、生活となる月例賃金人用をめざします。遺上げをめざします。場上げをめざします。また。 ポイント別賃金水準 それぞれの賃金水準 それぞれの賃金水準 でありきといる方は では できるようである では できるようである できる できる できる できる できる できる できる できる できる でき	・ / 店賃交件 間、ベヤ 生 が で 金・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		- 10%低る額時者はと定か別せる位はけ経に一協負)最はす初す、準16い出経が月働各金本協金業も月円き上各連で道最研スに任卒要め水はてが任金のでは、10%では10%で	るとすること。 玉水準131,500円を引き上 5こと。 頂換算に用いる1カ月の労 時間は173.8時間とする。 邪道府県の地域別最低賃 は、原則として本社地を基 ・する。 下変更になった場合、産 が変更になった場合、産 別最低賃金もこれに準拠 ・る。 領換算の計算において、 立未満の端数が生じたと は、円位を単位として切り	①2017年壁を合くでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きながり、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなが、大きなでは、大きなが、大きなでは、大きなが、大きなでは、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが							2月8日	

	基本的な考え方		すべての労働者の立場にたった 「働き方」の見直し													
共 産 別 闘	産業全体の「底上げ・ 底支え」「格差是正」 の取り組み	月例賃金 ・個別銘柄(年齢ポイント)ごとの 「最低到達水準」「到達目標水準」 ・「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」	規模間格差の是正 (中小賃上げ要求)	雇用形態間格差の是正 (時給等の引き上げ)	男女間賃金格差の是正	企業内最低賃金 ・協定の締結 ・適用対象の拡え ・協定額の引き」 ・初任給の引き」	ー時金 ・一時金の要求基準等	長時間労働	の是正・履	対等待遇実現に 向けた取り組み 見用安定 ]一労働同一賃金	ワークルールの 取り組み	男女平等の 推進	サプライチェーン全体 で生み出した付加価 値の適正分配/取引 の適正化の取り組み	その他の 取り組み	要 求 提出日	回 答 指定日
交通·運輸共關連絡会議 J	政治の諸動金総和の協力等を略別を を関係を関係をといる。 を行うとともに、点のでは、自己を行うとともに、自己を行うとともに、自己を対した。 を関係を深る「総位のでは、自己を行うとのでは、自己を行うとともに、自己を表して、自己を表して、自己を表した。 を関係をできる。 ・とりわけ、JRグループの受会社で、大きのもいる。 ・とりわけ、JRグループの受会社で、大きのもいる。 ・とりわけ、人が、表のようはは、大きのより、とりおいる。 ・とりから、こと、 はいる。 ・とりないる。 ・とりないる。 ・とりないる。 ・とりないる。 ・とりないる。 ・とりないる。 ・とりないる。 ・とりないる。 ・とりないる。 ・とりないる。 ・とりないる。 ・とりないる。 ・ない。 ・ないる。 ・ないる。 ・ない。 ・ない。 ・ないる。 ・ない。 ・ない。 ・ないる。 ・ないる。 ・ない	①定期昇給相当分(賃金なを がある。②ベースアップラともにで 可をとしたで では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	左述と同様の取り組みを行う。	<ul> <li>(時給において)</li> <li>(時給にない)</li> <li>(時給にない)</li> <li>(時給にない)</li> <li>(時給にない)</li> <li>(時給にない)</li> <li>(時給にない)</li> <li>(時給にない)</li> <li>(日本の)</li> <li>(日本の)<td>取り組みを行う。</td><td>取り組みを行う。</td><td>になす。外金法かを階規間い約監労む者をでみる。付の月ていにの開年をはのす基り5がこた開て採与を「休制のる。所得適等上でなす。生態が、11に協管なを労時方仕求罰労のなに般たを平90まぜな労に年指れ入をす新休以る。半回事現事休し措ので、時間で金上前バ11に協管なを労時方仕求罰労のなに般たを平90まぜな労に年指れ入をす新休以る。半回事現事休し措ので、時間で金法ががである。11に協管なを労時方仕求罰労のなに般たを平90まぜな労に年指れ入をす新休以る。半回事現事休し措のが、時間で金法ががでである。11に協管なを労時方仕求罰労のなに般たを平90まぜな労に年指れ入をす新休以る。11に協管なを労時方仕求罰労のなに般たを平90まぜな労に年指れ入をす新休以る。11に協管なる労時方仕求罰労のなに般たを平90ませな労に年指れ入をす新休以る。11に協管などがである。11に協管などのでは、11に協管などのである。11に協管なる労時方仕求可能の関係を対している。11に協管なる労時方仕求罰労のなにの関係をは、11に協管などのである。11に協管などのである。11に協管などのである。11には、11には、11には、11には、11には、11には、11には、11には</td><td>時 労率定ら投入制)で進督動すの客把の「き上引いて近取す休め年組と準事日義を取すの用日子、 暇限撤間、働に割のめン(の、め者適べ実観握導、時限猶るはづりる取ざ間合も法業の務視りる単時数実、制、廃を、等つ増引。夕原導労。、用て労的す入、間規予業、け組、得て取員に改者時化野組、組の15現、度使をめ、割い賃き、一則入使、み者の働なるを、外制と種一るみ、率、得を、正に季さにみ、で年日す、の用実の検員者仮20正15ルれ格を転社たやけ期をめ労と側衞「賃向行野厂賃案考けの条蓄</td><td>賃金」の実現 同けれることで 同かなことで 同かなことで 同かれるが 同かれるが 同かれる 同かれる 同かれる 同かに 一が で に 、 雇用 関 に の に 、 に の に 、 に の に の に の に の に の に の</td><td>を変点吐るの。牧窮魚さ本と朝正す棄友グ)上たう労を一こが見合しン参お間動牧を変点吐るの。牧窮魚さ本と朝正す棄友グ)上たう労を一こが見合しン参お間動牧・関口の法の正に、者取 属組契組の賃はをで請いた雇制り年場個ニき合時条働いり力理労その前降は働取「金い改が条境併得引し改策、可能の表の正に、対す期す歳度に者50雇、用度組齢を々一方っ間件きの作開な使し諸提のじ条約回」のた善い件の世賃きた善り同にに、者取 属組契組の賃はをで請いた雇制り年場個ニき合時条働いり力理労その前降は働取「金い改が条境併得引し改策の大きの組一 向上 ひかっと しょ しょ しょう しょう はい はい しょう はい しょう はい しょう はい しょう はい はい しょう はい はい しょう はい しょう はい しょう はい はい しょう はい しょう はい はい しょう はい はい しょう はい はい しょう はい はい</td><td>み賃けす 遺組 に に 用制希象継しる金取高のくや働見働働ががく能管い。降の以を労にい賃づに診働環る獲るとの人締め行性と使正よ合転すい同スがれ合るド善女行みいてす関にな育休定に扱お規の法の間暇び前マテトラ組護周・用の女のに治う休休組両関の口有をワ向画ど動マのにるして、利検とも止る的禁り取躍画動。働 るて知られたに扱お規の法の間暇び前マテトラ組護周・用の女のに治う休休組両関の口有をワ向画ど動マのに入り間を指をなが、利検とも止る的禁り取躍画動。働 るて知られたに飲お規の法の間暇び前マテトラ組護周・用の女のに治う、休休組両関の口有をワ向画ど動マのにるして、知能と得等等。支る立設契めりた間確画へ得みいい配女を代達なが、利検とも止る的禁り取躍画動。働 るて知常が働人禁育びを超や制のに図テラはト求やれ及こを就り男組と得等等。支る立設契めりた間確画へ得みいい配文をでななが、利検とも止る的禁り取躍画動。働 るて知常が働人禁育びを超や制のに図テラはト求やれ及こを就り男は仕埋(を 援情を置約る・ラ労、認のにん取いるとして、知はと得等等。支える立設契めりた間確画へ得みいいの間では、利検とは、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、</td><td>開差が下方の目にめ近うた量証及向用む法定ががと、習る護暇除課る介記る育見が等る、ラムシ元。壁かにす続づ育に両こ的の、や供針女が積づ、の出り、ど々寒でけし、にに着うて、行のり休短の上と護お、見介充と諸、ス大す的時康を関不る率が見、立妊休制、介なるなが極が、いない正とずればいます。と労寒に及れ、いる、は、いる、は、いる、は、いる、は、いる、は、いる、は、いる、は、いる、</td><td>資実で、基合を資効透うに含かみべ者え図のし送な機のそ・を観をでいるのは、 等現、基合を資効透うにあいのはのJにない。 では、ま合を資効透うにあいのなのででででででででででででででででででででででででででででででででででで</td><td>① ある確りてに員化・あのせ政組る・民柱化組に極策するお員動20闘課は員識どらを組方進高組高運「すは地び起議た開む運がいえのく点意伝で安主の最全にみく安な図季り産実を生まれる。地対である。1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、</td><td>機速出2月20組限まで、1992年19月19日で、1992年19月19日で、1992年19月19日で、1992年19月19日で、1992年19月19日で、1992年19月19日で、1992年19月19日 1992年19月19日 1992年19月19日</td><td>組合回答 ゾーン(3/12 ~ 16)、グ ループ労組 …可能な限</td></li></ul>	取り組みを行う。	取り組みを行う。	になす。外金法かを階規間い約監労む者をでみる。付の月ていにの開年をはのす基り5がこた開て採与を「休制のる。所得適等上でなす。生態が、11に協管なを労時方仕求罰労のなに般たを平90まぜな労に年指れ入をす新休以る。半回事現事休し措ので、時間で金上前バ11に協管なを労時方仕求罰労のなに般たを平90まぜな労に年指れ入をす新休以る。半回事現事休し措ので、時間で金法ががである。11に協管なを労時方仕求罰労のなに般たを平90まぜな労に年指れ入をす新休以る。半回事現事休し措のが、時間で金法ががでである。11に協管なを労時方仕求罰労のなに般たを平90まぜな労に年指れ入をす新休以る。11に協管なを労時方仕求罰労のなに般たを平90まぜな労に年指れ入をす新休以る。11に協管なる労時方仕求罰労のなに般たを平90ませな労に年指れ入をす新休以る。11に協管などがである。11に協管などのでは、11に協管などのである。11に協管なる労時方仕求可能の関係を対している。11に協管なる労時方仕求罰労のなにの関係をは、11に協管などのである。11に協管などのである。11に協管などのである。11には、11には、11には、11には、11には、11には、11には、11には	時 労率定ら投入制)で進督動すの客把の「き上引いて近取す休め年組と準事日義を取すの用日子、 暇限撤間、働に割のめン(の、め者適べ実観握導、時限猶るはづりる取ざ間合も法業の務視りる単時数実、制、廃を、等つ増引。夕原導労。、用て労的す入、間規予業、け組、得て取員に改者時化野組、組の15現、度使をめ、割い賃き、一則入使、み者の働なるを、外制と種一るみ、率、得を、正に季さにみ、で年日す、の用実の検員者仮20正15ルれ格を転社たやけ期をめ労と側衞「賃向行野厂賃案考けの条蓄	賃金」の実現 同けれることで 同かなことで 同かなことで 同かれるが 同かれるが 同かれる 同かれる 同かれる 同かに 一が で に 、 雇用 関 に の に 、 に の に 、 に の に の に の に の に の に の	を変点吐るの。牧窮魚さ本と朝正す棄友グ)上たう労を一こが見合しン参お間動牧を変点吐るの。牧窮魚さ本と朝正す棄友グ)上たう労を一こが見合しン参お間動牧・関口の法の正に、者取 属組契組の賃はをで請いた雇制り年場個ニき合時条働いり力理労その前降は働取「金い改が条境併得引し改策、可能の表の正に、対す期す歳度に者50雇、用度組齢を々一方っ間件きの作開な使し諸提のじ条約回」のた善い件の世賃きた善り同にに、者取 属組契組の賃はをで請いた雇制り年場個ニき合時条働いり力理労その前降は働取「金い改が条境併得引し改策の大きの組一 向上 ひかっと しょ しょ しょう しょう はい はい しょう はい しょう はい しょう はい しょう はい はい しょう はい はい しょう はい しょう はい しょう はい はい しょう はい しょう はい はい しょう はい はい しょう はい はい しょう はい	み賃けす 遺組 に に 用制希象継しる金取高のくや働見働働ががく能管い。降の以を労にい賃づに診働環る獲るとの人締め行性と使正よ合転すい同スがれ合るド善女行みいてす関にな育休定に扱お規の法の間暇び前マテトラ組護周・用の女のに治う休休組両関の口有をワ向画ど動マのにるして、利検とも止る的禁り取躍画動。働 るて知られたに扱お規の法の間暇び前マテトラ組護周・用の女のに治う休休組両関の口有をワ向画ど動マのに入り間を指をなが、利検とも止る的禁り取躍画動。働 るて知られたに飲お規の法の間暇び前マテトラ組護周・用の女のに治う、休休組両関の口有をワ向画ど動マのにるして、知能と得等等。支る立設契めりた間確画へ得みいい配女を代達なが、利検とも止る的禁り取躍画動。働 るて知常が働人禁育びを超や制のに図テラはト求やれ及こを就り男組と得等等。支る立設契めりた間確画へ得みいい配文をでななが、利検とも止る的禁り取躍画動。働 るて知常が働人禁育びを超や制のに図テラはト求やれ及こを就り男は仕埋(を 援情を置約る・ラ労、認のにん取いるとして、知はと得等等。支える立設契めりた間確画へ得みいいの間では、利検とは、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	開差が下方の目にめ近うた量証及向用む法定ががと、習る護暇除課る介記る育見が等る、ラムシ元。壁かにす続づ育に両こ的の、や供針女が積づ、の出り、ど々寒でけし、にに着うて、行のり休短の上と護お、見介充と諸、ス大す的時康を関不る率が見、立妊休制、介なるなが極が、いない正とずればいます。と労寒に及れ、いる、は、いる、は、いる、は、いる、は、いる、は、いる、は、いる、は、いる、	資実で、基合を資効透うに含かみべ者え図のし送な機のそ・を観をでいるのは、 等現、基合を資効透うにあいのはのJにない。 では、ま合を資効透うにあいのなのででででででででででででででででででででででででででででででででででで	① ある確りてに員化・あのせ政組る・民柱化組に極策するお員動20闘課は員識どらを組方進高組高運「すは地び起議た開む運がいえのく点意伝で安主の最全にみく安な図季り産実を生まれる。地対である。1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、	機速出2月20組限まで、1992年19月19日で、1992年19月19日で、1992年19月19日で、1992年19月19日で、1992年19月19日で、1992年19月19日で、1992年19月19日 1992年19月19日	組合回答 ゾーン(3/12 ~ 16)、グ ループ労組 …可能な限

		基本的な考え方			賃上げ到	 是求				の立場にたった の見直し						
共 闘	産 別	産業全体の「底上げ・ 底支え」「格差是正」 の取り組み	月例賃金 ・個別銘柄(年齢ポイント)ごとの 「最低到達水準」「到達目標水準」 ・「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」	規模間格差の是正 (中小賃上げ要求)	雇用形態間格差の是正 (時給等の引き上げ)	男女間賃金格差の是正		一時金 金の要求基準等	長時間労働の是正	均等待遇実現に 向けた取り組み ・雇用安定 ・同一労働同一賃金	ワークルールの 取り組み	男女平等の 推進	サプライチェーン全体 で生み出した付加価値の適正分配/取引 の適正化の取り組み	i その他の I 取り組み	要 求 提出日	回 答 指定日
通 · 方		争方針に踏まえて、JRグループ各社で働く組合員の賃金・労働条件の改善をめざす。	定昇をはじめとする賃金制度を守り、実賃賃金の確保と生命の確保と生命の確保と生命のでは、実賃金のでは、実賃金のでは、実賃金のでは、実賃金のでは、実行のでは、実力のでは、またのでは	をはりJRグリークの の組織にという の組織に見たの の組織に を助動者で は りのに は りのに は りのに は りのに は りのに は りのに は りのに は りのに は りのに は りのに は りのに は りのに は りのに は りのに は りのに は りのに は りのに は りのに りのに りのに りのに りのに りった りった りった りった りった りった りった りった りった りった	均等・均衡待遇の実現を めざす。 時給引き上げについて は、賃上げと格差是正に 取り組む。 賃金制度の未整備な組 合は、制度の確立と整備 に取り組む。 連合方針を踏まえ、「誰 もが時間給1,000円」を	連合方針により取り組む。	初任給を引き上げ、企業 一時金 は、各事 は、各事 より設定	単組の実情に	2,000時間を上回る企業をなくし、年次有給休暇の完全取得をめざす。 36協定違反の根絶、	べての労働者の賃金 格差是正と雇用確 を を を を を が す。契約 対 等・ が さ う し と 切 等 、 り 等 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 う 、 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)」の活用や「改正労働基準法」、「改正育児・		東合方針により取り組む。	65歳望制制造を発生を表現のである。 65歳望制制造を変われる。 65歳望制制造を変われる。 65歳以のである。 65歳以のである。 75歳以のである。 75歳以のではなる。 7		各単組ごと
方 1 <i>j</i>	通労連 針決定日及 17日	向けて、それぞれの業 種実態を踏まえた取り 組みを展開するととも に、業種横断的な賃金 の底上げを割れを阻止 し、公正な企業を開始 の基礎的条件整備に 資する「特定(産業別) 最低賃金」の確立を進 めるため、企業内最賃	②制度格差が明確に表れてきていることを踏まえた指導を行い、賃金表が明確でない組合に対しては、部会実態調査などを踏まえて、個金を表して、個金のでは、部分では、部分では、部分では、部分では、1000円では	分類(右記参照)	(4) 平成29年度の地域別 賃金は、昨年円引き上に 848円となった。格差と 848円となったといった。 848円となった。格差と 内需拡大をに「金銀の円 一、全国の政学域の「平成22年を 一、全国の政学域の「平成22年を がはまえる。 一、全のの「平成22年を 一、登事では、1200 一、全はのの「平成22年を 一、登事では、1200 一、登事では、1200 一、登事では、1200 一、登事では、1200 一、登事では、1200 一 1200 一 1200 — 120	きたいめ確しを用引分 時で見のられのというというとなった。 一次の確しを用引分 時で見られた平早保つめ戦のに 給、賃時また都のない。	(1)行き過ぎた規制緩和と需要車方かかり、企業間の過当競別を開いる。公正性的過当競別を開いる。公正整備が見いている。公正整体が多くであることは言うまでもない。 (2)新設をめざきが規した。というでは、労・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	がよの呆重 で道実、・が変題ず氐				金の一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、	1人 ・	道・バス部会 標を5ヵ月以上とし、 低でも3ヵ月以上	原則2月末遅くても3月末日	

	基本的な考え方			賃上げ					音の立場にたった 」の見直し						
共 産 別 闘	産業全体の「底上げ・ 底支え」「格差是正」 の取り組み	月例賃金 ・個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」・「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」	規模間格差の是正 (中小賃上げ要求)	雇用形態間格差の是正 (時給等の引き上げ)	男女間賃金格差の是正	企業内最低賃金 ・協定の締結 ・適用対象の拡大 ・協定額の引き上げ ・初任給の引き上げ	<ul><li>一時金</li><li>・一時金の要求基準等</li></ul>	長時間労働の是正	均等待遇実現に 向けた取り組み ・雇用安定 ・同一労働同一賃金	- ワークルールの 取り組み	男女平等の 推進	サプライチェーン全体 で生み出した付加価 値の適正分配/取引 の適正化の取り組み	その他の 取り組み	要 求 提出日	回答指定日
诵	責の重要性に見合う労 働環境の整備に加え、喫 緊の課題である後継者 確保・育成に資する労働	国内(内航):全内航2.38%のベースアップ。内航二団体2.30%のベースアップ 国内(大型CF):一欄適用会社2.10%のベースアップ												2月下旬	協約有効期 限内妥結を 目指す
航空連行 方針決定日 1月17日	京オリンピック・パフリンピックには、カリンピック・パフリンピックには、カリンとは、カリンとは、アイリンとはないでは、アイリンとは、アイルのアイルをはないないがでは、アインとはないとなった。	動の20年、1000年	がスア円求 守確 不示 な相目 善上の協れ的一つ以を 定認 明を い当安 だのり定のなのないのないのないのないのないのないのないのないのないのないのないのないのな	・有期雇用社員・パート 労働権についても時名 上でも時名 にのりまた合きです。 もしくは指したのり組みを行う。 ・一時金については対象を行う。 ・一時社ののののでは、 一時を記したのでである。			期にたてられることの 重要性を意識したうえ で年間一括協定を原 則とする。また、水原 については組合 日々の努力が航空 界の好調な業績で ながっていることをふ まえて、年間5ヶ月以	別条項を含めた年間を含めた年間と遅いの定義を行い、理を行い、理をでは、所述をでは、所述を対する。 ・改すすび行うの整備をは、対するに、取りを行うの整備に、取り組む。・航空連合の「総に、取り組む。・航空連合の「総に、取り組む。・航空連合の「総に、取り組む。・航空連合の「総に、取り組む。・航空連合の「総に、取り組む。・航空連合の「総に、取り組む。・航空連合の「総に、取り組む。・がは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	改正、パターのでは、おいますが、おいますが、おいますが、おいますが、おいますが、おいますが、おいますが、おいますが、おいまが、おいますが、またますが、またますが、またますが、またますが、またますが、またますが、またますが、またますが、またますが、またますが、またますが、またますが、またますが、またますが、またますが、またますが、またままが、またますが、またますが、またますが、またますが、またますが、またますが、またますが、またますが、またますが、またますが、またままが、またままが、またままが、またままが、またままが、またままが、またままが、またままが、またままが、またままが、またままが、またままが、またままが、またままが、またままが、またままが、またまが、またままが、またまがり、またまが、またまが	用の安定と公正処遇 を確保するため、ワー クルールの確認をすっ う、また、経での役割を として、コンプライ 機能として、コンプライ アンスの視ら常業的でして、 は、のな性にの項 として、のな性に関います。	自認に関する差別をなくし、LGBT%を含めすべいのに尊く仲間が互和職場を を含めする職場を がでする職場を 変で、平等に働くないできる職場のでよる。 現に向け、労使と	続的成長に向けた 基盤強化のため、春 調整でつうじて総合的 な労働条件の向上 に 一方で安全性、一	チベーションを組 きがいをもって便 できるよう、労使 拡充に努める。 ・多忙な職場で、	て仕する院にも美た、諸 関払に、では持りでいなテ生献ら持がで 上、は瓜メンタミンの疾事るよけ仕う法生の第 期拡に、ではたさめ知うのは高持がで 上、は瓜メンタミンの疾事とは仕う、活ー働規 的大人若い側も、相さ要顕ン維てい、と度 ・僚場をタす不防う点を治り期人と連のフ協定 なも材年る『チ多互育で・層持おモ働がの 部同合深ルい調止とかを治り期人と連のフ協定 なも材年る『チ多互育で・層持おモ働がの 部同合深ルい調止とか	先は日来期月着組は3月 (合15出早37) (15 年) (17 年) (18 年) (19 年)

	基本的な考え方			賃上げ	要求				の立場にたった の見直し			0			
共 産 別 闘	産業全体の「底上げ・ 底支え」「格差是正」 の取り組み	月例賃金 ・個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」 ・「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」	規模間格差の是正 (中小賃上げ要求)	雇用形態間格差の是正 (時給等の引き上げ)	男女間賃金格差の是正	企業内最低賃金 ・協定の締結 ・適用対象の拡大 ・協定額の引き上げ ・初任給の引き上げ	一時金 ・一時金の要求基準等	長時間労働の是正	均等待遇実現に 向けた取り組み ・雇用安定 ・同一労働同一賃金	ワークルールの 取り組み	男女平等の 推進	サプライチェーン全体 で生み出した付加価 値の適正分配/取引 の適正化の取り組み	その他の 取り組み	要 求 提出日	回 答 指定日
通	賃金・労働条件を確立	, , , , , , , , = ,	給制度が大半で売り 上げが賃金に直結し	に向けて、時間額1,000 円以上の企業内最低賃 金協定の締結を要求	格差は是正していくべき です。ハイタク運転者に おいては、男女間給料	雇用形態の違いによる差別がないよう、「同一所働・同一労働・同一原則の・下、正社員と同じ業務内・下、正社員と同じ業務内の雇用形態にかかの賃をである場合は、味がからず、正社員と同一の・有名の雇用形員と同一の・有名は、「手当・慶弔規定等を対しとすることを求めます。	10年=100万円以上、 また、中退共への加 入の促進	向けて、働き方改革 実行計画にある時間 外労働の上限規 (一般則)の原則「月 45時間かつ360時間」 を求める。の削削減 が労働の削削減に いよう所定内 時間単価の引き上げ	金」の原則の下、正社員と同じ業務内容である場合は、嘱託等の雇用形態にかかわらず、正社員と同一の賃金(手当・慶弔規程・有給休暇・休職規定	や労働法の規制緩和、働き方の多様化などが進行しているにもかかわらず、労働者にも使用者にもワークルールの知識が乏しいところがあり職場の			特になし	2月末	3月22日
方針決定日	者供給契約の改定交渉 を3年前から大手も含め て供給先事業所内の労	我々の場合、車種別、職種別、日額賃金となっているので、現行日額賃金の4%を基準として平均600円、月額13,800円の引き上げを目指す。	合の労供事業として 車種別、職種別、日 額賃金となっている	事業を行っており、元々 車種別、職種別、日額 賃金となっているので、	金労働組合の労供事業 を行っており、男女間格 差は基本的にはない。	労働組合の労供事業を	職種別、日額賃金となっているので、一時 金要求はしていない。	働協約では、既に8 時間拘束・7時間労		職禁働一個保法が通知の場所を対して、   職業性者の組険とと認いる。   をされ、   をされ、   をは、   ののののののでででででででででででででででででででででででででででででで	特になし。	特になし。	特になし。	3月下旬	4月下旬